答 弁 第 九 四 号平成十七年七月十五日受領

内閣衆質一六二第九四号

平成十七年七月十五日

内閣総理大臣 小 泉 純一 郎

衆 議 院 議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員赤嶺政賢君外二名提出諫早湾干拓事業の開門調査と調整池の水質改善対策に関する質問に対 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員赤嶺政賢君外二名提出諫早湾干拓事業の開門調査と調整池の水質改善対策に関する質問に

対する答弁書

### (一) について

有明海におけるノリの生産は、 海水温や栄養塩の濃度等のノリの生育条件から、 通常十月頃から翌年三

月中旬頃まで行われているが、同月中旬以降もノリの生育条件に恵まれる年もあり、 このような年におい

ては、 同月中旬以降もノリの生産が行われることがあると認識している。

#### (二) について

全国漁業協同組合連合会が取りまとめた 「乾のり共販漁連別実績表」 によれば、 国営諫早湾土地改良事

業 (以下「本事業」という。)における潮受堤防の締切り後の平成九年度から平成十五年度までの各年度

に おける柳川大川漁業協同組合連合会、 大和高田漁業協同組合連合会、 大牟田漁業協同組合連合会、 佐賀

県有明海漁業協同組合連合会、長崎県漁業協同組合連合会及び熊本県漁業協同組合連合会(以下「有明海

沿岸漁連」という。) のノリの共販枚数の合計は、平成十二年度以外のすべての年度が過去二十五年間 0

上位十位以内であり、 各年度とも四十億枚前後で推移している。 また、 ノリの共販単価は、 平成九年度以

前から全国的に低下傾向にあるが、 かつ、 全国平均と同様 の傾向で推移しているものと承知している。 有明海沿岸漁連のノリの共販単価は、 御指摘の農林水産大臣の発言は、 全国平均よりも高 い水準を維持

このような事情を踏まえて行われたものである。

明海における水産資源の回復等による漁業の振興を図ることとしており、 る法律(平成十四年法律第百二十号)に基づく基本方針に即して、 有明海における漁業の健全な発展を確保するため、 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関す 有明海の環境の保全及び改善並びに有 これにより今後とも漁業経営の

(三) について 常時全開する方法と排水門により調整池水位を管理しつつ海水を導入する方法の二ケースについて、 上の知見は得られないと考えられ、 生じさせない排水の方法では、 される成果や海域の環境に及ぼす影響等が検討されたところである。御指摘の排水門とその周辺で洗掘を 安定及び発展に努めてまいりたい。 中 長期開門 調査については、 潮位や潮流等に与える変化が小さいため、 農林水産省に設置された中・長期開門調査検討会議において、 また、 排水門を全開した場合には、 排水門周辺で極めて早い流れが生 短期開門調査で得られた成果以 排水門を 期待

じ、予期せぬ被害が生じるおそれがあると考えている。

#### (四) について

農林水産省としては、 中・長期開門調査が漁業環境に影響を及ぼす可能性があること等を考慮し、 平 成

十六年五月に、中・長期開門調査を実施するのではなく、これに代わる方策として、新たに潮流、 水質等

の調査に取り組み、 有明海の環境変化の仕組みの更なる解明等を行うことを決定したところである。

らの調査等を進めることにより、 中・長期開門調査の目的とされていた本事業が有明海の環境に影響を与

えているかどうかの検証を含め、 有明海の環境変化の仕組みを解明するための重要な知見が得られるもの

と考えている。

#### (五) について

本事業の総事業費は、 調整池の水質保全対策を追加すること等により、 現時点で二千五百三十三億円と

なる見込みである。

#### (六) について

干拓を事業内容とする国営土地改良事業について都道府県に負担させる場合の負担金の額 (都道府県が

経緯を踏まえ、 担させる額は、 政令第二百九十五号)第五十二条第四項等に規定されているが、 条例を定めて農家等から徴収する額を含む。)の算定方法については、 配分造成地の造成に要する費用が確定する工事完了後速やかに決定することとしている。 土地改良事業計画の変更に伴い新たに造成される農地面積が当初予定のほぼ半分となった 本事業に要する費用のうち、 土地改良法施行令 (昭和二十四年 長崎 県に負

#### (七) について

本事業の工事の完了は、平成十九年度中を予定しており、平成二十年度を目途に営農を開始できるよう、

# 農家等に農地を配分する予定である。

#### (八) について

に達成すべき水質保全目標値が設定されているが、 了していないことから、 長崎県が平成十五年三月に策定した諫早湾干拓調整池水質保全計画 調整池の水質は、水質保全目標値を上回る水準となっている。 現時点では、 同計画に盛り込まれた水質保全対策が完 (第二期) においては、 計画 I 期間中

御指摘の事業完了時とは、 本事業の工事が完了する平成十九年度を想定しており、今後とも、環境保全

目標を達成できるよう水質保全対策に努めてまいりたい。

#### (九) について

伴う環境破壊拡大と短期開門調査結果の評価に関する質問に対する答弁書 化学的酸素要求量 自治体と連携した生活排水対策を進めるとともに、 二五号答弁書」という。)(十)について及び衆議院議員小沢和秋君外一名提出諫早湾干拓事業の進行に る質問に対する答弁書 を反映しているが、 五七第九号) 衆議院議員 小沢和秋君外一名提出諫早湾干拓事業の進行に伴う漁業被害と環境破壊拡大への対応に関す 匝 (以下「COD」という。)がやや高くなっているものと考えている。 調整池の浅水域で生じる風による底泥の巻上げ等により、 及び (平成十五年八月二十九日内閣衆質一五六第一二五号。以下 (五) についてで述べたとおり、 潜堤の設置による巻上げの抑制を図ること等により、 調整池の水質は、 (平成十五年十月七日内閣衆質 基本的には流入河川の水質 流入河川の水質と比較して 「内閣衆質一五六第一 このため、 関係

#### (十) について

今後とも調整池

の水質改善に努めてまいりたい。

地点及びB2地点におけるCOD、 農林水産省九州農政局 (以下「九州農政局」という。) 全窒素及び全リンの濃度が、 の環境モニタリングによる観測地点であるB1 平成九年度以降に高くなったことについ

ては、これらの地点が、 平成八年度までは海域に位置する地点であったのに対し、 潮受堤防を締め切った の影響

が 平成九年度以降には調整池内に位置する地点となったことにより、 強くなったことが主な原因と考えている。 陸域から流入する河川水の水質

# (十一) について

れた諫早湾干拓調整池等水質委員会の助言を得て、 制を目的とするものであり、 水質保全対策の実施により、 潜堤は、 調整池の浅水域で生じる風による底泥の巻上げと、これに伴うCOD、 平成十四年六月の土地改良事業計画の変更に先立って、 本事業の工事完了年度には環境保全目標を達成できるとの予測結果を得てい 調整池の水質予測を実施した結果、 リン等の濃度上昇の抑 九州農政局に設置さ 潜堤の設置を含む

# (十二) について

る。

受堤防設置前のミオ筋 海域環境施設は、 事業実施に伴う環境の変化をできる限り小さくする観点から、 (流路) の方向に近づけることを目的としたものであり、これにより、 調整池からの排水を潮 浅海域 への

浮泥等の沈降を抑制することができることから、 平成十五年六月十六日の公有土地 (水面) 使用許可申請

書及び同月二十四日 の河川協議書に記載した目的は、 内閣衆質一五六第一二五号答弁書 十九) について

で述べた目的を変更するものではない。

# (十三) について

排 水門の操作は、 周辺漁業の操業にも配慮する観点から、その周辺の漁業協同組合との調整を図りなが

ら行われているところであり、 御指摘の期間の排水門の操作については、 平成十六年六月の集中豪雨時に

諫早湾外から同湾内沿岸の北部に流れ着いた大量のゴミ等が調整池から流れ出たものではないかとの漁業

者からの指 摘があり、 事実関係について周辺の漁業者の理解を得るまでの当分の間、 北部排水門からの排

水を控えたものである。

## (十四) について

御指摘のとおり、 両工事について平成十七年六月二十三日にそれぞれ二回の入札を行ったが不調に終わ

ったため、 入札後、 各工事について入札参加者全員に対し随意契約のための協議への参加の意向を確認

たところ、 北部潜堤工事については最低価格の入札者である株式会社熊谷組を含む二社、 南部潜堤工事に

ついては最低価格の入札者である株式会社奥村組を含む二社から協議参加の意向が表明され、 同月二十七

日に各社と随意契約のための協議を行い、同月二十九日に見積り合わせを行ったものである。

この協議は、 協議に参加した者から工事の積算内容を聞き取り、 工事費の積算の考え方等を相互に確認

するために行ったものである。

# (十五) について

農林水産省においては、 再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合には履行期の

適切な確保等を考慮した上で、できる限り改めて入札手続を執ることにより、入札・契約手続における透

明性の確保に努めているところである。

御指摘の工事については、入札が不調に終わったため、改めて公募型指名競争入札の手続を執ることを

検討したが、 台船を用いて水上で行う特殊な工事であり新たな施工業者からの応募が望めないことや、 改

めて公募型指名競争入札の手続を執った場合必要な工事期間が確保できないことから、予算決算及び会計

令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第九十九条の二の規定により随意契約を行ったものである。